

立川市第4次学校教育振興基本計画の策定方針について

1 策定目的

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン」を踏まえ、本市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性並びにそれを実現するための基本施策及び取組項目を示す計画として策定する。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

3 検討体制

立川市第4次学校教育振興基本計画を策定するため、以下の組織(外部)を設置する。

○立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会 委員構成(案)

区分	人数
学識経験者	2名
小学校長	1名
中学校長	1名
小学校PTA連合会からの推薦者	1名
中学校PTA連合会からの推薦者	1名
団体からの推薦者(子どもに関連する団体等)	2名
公募市民	2名
計	10名

上記のほか、庁内に「立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議」を設置する。
(構成) 教育部長(会長)、教育総務課長(副会長)、学務課長、指導課長、
統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長

4 策定スケジュール(予定)(裏面参照)

- ・令和6年1月 教育委員会において策定方針の協議
- ・令和6年1月～ 現計画(立川市第3次学校教育振興基本計画)の進捗状況調査
- ・令和6年2月～ 立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議(庁内)にて検討(5回程度開催)
- ・令和6年7月～ 立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会(外部)にて検討(5回程度開催)
- ・令和6年12月 12月議会文教委員会に骨子案報告
- ・令和7年3月 3月議会文教委員会に素案報告
- ・令和7年4月～ パブリックコメント
- ・令和7年6月 6月議会文教委員会に原案報告
教育委員会において計画の決定(議案の議決)

※教育委員会定例会にて、随時、協議・報告を行う。

